



# 宮 崎 県 公 報

平成26年 8 月25日 (月曜日) 第 2619 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

○県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示の一部改正…………… (財政課) 1	頁
○登録特定行為事業者の事業所の名称又は所在地の変更…………… (長寿介護課) 1	
○指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障害福祉課) 2	
<b>公 告</b>	
○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請… (協・働・取組課) 2	
○軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 2	

○土地改良区の役員の就退任の届出 (3件) …… (農村整備課) 2	
○土地改良区の役員の退任の届出 (2件) …… ( “ ) 4	
○土地改良区の定款変更の認可 (4件) …… ( “ ) 4	
○県営土地改良事業計画の策定…………… ( “ ) 5	
○基本測量の実施の通知…………… (管理課) 5	
○都市計画の変更図書の写しの縦覧 (5件) …… (都市計画課) 5	
<b>公安委員会公告</b>	
○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 6	
<b>正 誤</b>	
○平成26年 7 月31日付け県公報 (第2612号) 目次中…………… 6	
○平成26年 7 月31日付け県公報 (第2612号) 中…………… 6	

## 告 示

### 宮崎県告示第 460号

県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示 (平成16年宮崎県告示第21号) の一部を次のように改正し、この告示は平成26年 9 月 1 日から適用する。

平成26年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
3 収納代理金融機関			3 収納代理金融機関		
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
[略]			[略]		
日南市漁業協同組合	[略]		日南市漁業協同組合	[略]	
南郷漁業協同組合	同	同			
[略]			[略]		

### 宮崎県告示第 461号

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) 附則第20条第 2 項において準用する第48条の 6 第 1 項の規定により、登録特定行為事業者の事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成26年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登 録 番 号	変 更 前		変 更 後		変 更 年月日
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
452000002	ヘルパーセンター 悠	宮崎県小林市東方 1407-1	ヘルパーセンター 悠	宮崎県小林市水流 迫 569-13	平成25年 3 月 1 日

宮崎県告示第 462号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成26年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4512140130	キャッチボール	東臼杵郡門川町南 町 1 丁目 5	特定非営利活動法 人ふれあい	東臼杵郡門川町南 町 1 丁目 5	平成26年 8 月 1 日	生活介護 就労継続支援 B 型
4512050321	りんどう	児湯郡都農町大字 川北7924-66	Kukkatuuli 株式 会社	児湯郡都農町大字 川北7924-66	平成26年 8 月 1 日	就労継続支援 A 型

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成26年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請 年月 日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成 26年 7 月 30日	特定非営利 活動法人ふ れあい	岡村 光生	宮崎県東 臼杵郡門 川町南町 1 丁目 5	この法人は、 障がい者や高齢 者が生きがいを もって安心して 生活できる地域 社会を実現する ために、デイス ービス等の事業 を行い、もって 宮崎県内の福祉 及び保健の増進 に寄与すること を目的とする。

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第 3 号）第76条第 1 項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成26年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 免税証の種類  
200 ℓ 券 1 枚
- 用途  
林業等
- 記号及び番号  
200 ℓ 券 H 7401425
- 有効期間  
平成26年 7 月16日から平成26年12月31日まで
- 免税証に記載した販売店の名称  
株式会社西日本宇佐美九州支店 10号延岡給油所
- 紛失年月日  
平成26年 8 月10日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、薩摩原土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 明 則	国富町大字八代北俣2051番地 4
理 事	高 橋 信 弘	国富町大字八代北俣1044番地 1
理 事	日 高 徹 朗	国富町大字八代南俣3806番地 2

理 事	芝 吹 清	国富町大字八代北保1787番地 5
理 事	井 上 君 男	国富町大字八代北保1888番地 4
理 事	深 見 利 光	国富町大字八代南保3712番地
理 事	梅 崎 勇 人	国富町大字八代北保1900番地 5
理 事	芝 吹 幸 徳	国富町大字八代南保3681番地 3
監 事	寺 田 睦 生	国富町大字八代南保3501番地
監 事	芋 高 信 行	国富町大字八代北保2124番地39

(任期：平成28年3月31日まで)

## 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 明 則	国富町大字八代北保2051番地 4
理 事	高 橋 信 弘	国富町大字八代北保1044番地 1
理 事	有 馬 清 文	国富町大字八代南保3805番地
理 事	寺 田 睦 生	国富町大字八代南保3501番地
理 事	永 野 友 信	国富町大字八代南保3681番地
理 事	江 藤 正 和	西都市上三財2766番地
理 事	日 高 恒 夫	国富町大字八代南保3765番地
理 事	徳 永 史 至	国富町大字八代北保1972番地
理 事	芋 高 信 行	国富町大字八代北保2124番地39
監 事	芝 吹 芳 雄	国富町大字八代南保3702番地
監 事	山 本 憲 一	国富町大字八代南保3676番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、清武町土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年8月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	小 倉 重 俊	宮崎市清武町木原5928番地イ
理 事	大久保 利 政	宮崎市清武町今泉甲2649番地 1

理 事	小 玉 義 隆	宮崎市清武町今泉丙2187番地 3
理 事	松 田 貞 信	宮崎市清武町加納丙1377番地 1
理 事	野 崎 泰 則	宮崎市清武町船引1433番地
理 事	矢 野 初 弘	宮崎市清武町今泉甲1432番地口
理 事	平 原 久 秋	宮崎市清武町今泉甲3727番地 4
理 事	原 口 栄 機	宮崎市清武町木原4615番地 1
理 事	川 島 勝	宮崎市清武町今泉乙 453番地
監 事	菊 池 一 明	宮崎市清武町今泉丙2186番地
監 事	小八重 武	宮崎市清武町木原6400番地
監 事	野 崎 憲 一 郎	宮崎市清武町船引3781番地 3

(任期：平成30年6月9日まで)

## 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	小 倉 重 俊	宮崎市清武町木原5928番地イ
理 事	大久保 利 政	宮崎市清武町今泉甲2649番地 1
理 事	斉 藤 一 義	宮崎市清武町今泉丙2160番地 3
理 事	田 宮 健 次	宮崎市清武町加納乙 310番地 1
理 事	野 崎 憲 一 郎	宮崎市清武町船引3781番地 3
理 事	中 邨 和 芳	宮崎市清武町今泉甲3707番地 2
理 事	久 永 春 芳	宮崎市清武町今泉甲1463番地
理 事	増 田 秀 夫	宮崎市清武町木原3431番地 1
理 事	日 高 育 成	宮崎市清武町今泉乙2154番地 1
監 事	菊 池 一 明	宮崎市清武町今泉丙2186番地
監 事	小八重 武	宮崎市清武町木原6400番地
監 事	黒 木 博 和	宮崎市清武町船引1394番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、杉安堰土地改良区（西都市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	伊 東 忠 敏	西都市大字岡富 475番地
理 事	関 屋 卓 朗	西都市大字三宅4572番地
理 事	菊 池 祥 治	西都市大字右松 608番地
理 事	杉 田 広 俊	西都市大字南方1055番地
理 事	池 澤 耕 助	西都市大字南方1409番地 2
理 事	橋 口 久 徳	西都市大字南方4592番地
理 事	壹 岐 君 信	西都市大字南方5293番地
理 事	鬼 塚 長 幸	西都市大字三宅2157番地
理 事	今 井 広 文	西都市大字黒生野1696番地 2
監 事	沼 口 数 敏	西都市右松 5 丁目19番地
監 事	濱 砂 忠 興	西都市大字南方3282番地イ
監 事	長 友 敏 明	西都市大字三宅1373番地

(任期：平成30年 7 月12日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	伊 東 忠 敏	西都市大字岡富 475番地
理 事	濱 砂 忠 興	西都市大字南方3282番地イ
理 事	池 澤 耕 助	西都市大字南方1409番地 2
理 事	原 秀 樹	西都市大字三宅 471番地 3
理 事	壹 岐 君 信	西都市大字南方5293番地
理 事	杉 田 広 俊	西都市大字南方1055番地
理 事	関 屋 卓 朗	西都市大字三宅4572番地
理 事	菊 池 祥 治	西都市大字右松 608番地
理 事	川 越 重 信	西都市大字黒生野 249番地
監 事	松 本 良 文	西都市大字南方4051番地

監 事	沼 口 数 敏	西都市右松 5 丁目19番地
監 事	鬼 塚 長 幸	西都市大字三宅2157番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、千野土地改良区（串間市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成26年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	石 塚 武 博	串間市大字本城9467番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、延岡市土地改良区（延岡市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成26年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	和 田 良 一	延岡市祝子町3056番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宮王丸土地改良区（国富町）から平成26年 7 月14日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成26年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、下本庄土地改良区（国富町）から平成26年 7 月14日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成26年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、木森井堰土地改良区（国富町）から平成26年 7 月14日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成26年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、木脇土地改良区（国富町）から平成26年 7 月14日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成26年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第87条第 1 項の規定により、弘川第 2 地区県営土地改良事業 (都城市、畑地帯総合整備事業 (担い手支援型)) に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類  
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
平成26年 8 月25日から平成26年 9 月24日まで
- 縦覧場所  
都城市役所農政部農産園芸課内  
都城市役所都北町別館畑かん営農推進センター内
- その他  
この公告に係る土地改良事業計画 (以下「この計画」という。) に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として (宮崎県知事が被告の代表者となる。)、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成26年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 作業の種類  
基本測量 (電子基準点現地調査)
- 作業地域  
都城市、串間市
- 作業期間  
平成26年 9 月15日から平成26年12月20日まで

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 都市計画を定める者の名称  
宮崎市
- 都市計画の種類及び名称  
宮崎広域都市計画公園  
2・2・165号 東部 3 号街区公園
- 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付

されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 都市計画を定める者の名称  
宮崎市
- 都市計画の種類及び名称  
宮崎広域都市計画公園  
2・2・166号 東部 4 号街区公園
- 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 都市計画を定める者の名称  
宮崎市
- 都市計画の種類及び名称  
宮崎広域都市計画公園  
2・2・169号 東部 7 号街区公園
- 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 都市計画を定める者の名称  
宮崎市
- 都市計画の種類及び名称  
宮崎広域都市計画公園  
2・2・171号 小原田街区公園
- 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 都市計画を定める者の名称  
宮崎市
- 都市計画の種類及び名称  
宮崎広域都市計画汚物処理場  
宮崎市衛生処理センター
- 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県宮崎土木事務所

**公安委員会公告**

**宮崎県公安委員会公告第16号**

警備業法（昭和47年法律第 117号。）第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成26年 8 月25日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
追加取得講習	2号警備業務	平成26年11月5日（水）から 11月7日（金）まで	20名

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- (4) 検定規則第 3 条の規程による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3  
宮崎県技能検定センター（旧名称宮崎地域職業訓練センター）  
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
2号警備業務 (追加取得講習)	平成26年9月22日（月）から10月3日（金）まで（土、日曜、祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

- ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）
- イ 2 に掲げる要件に該当することを証明する次の書面
  - (ア) 2 の(1)に該当する者  
当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書
  - (イ) 2 の(2)に該当する者  
検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し
  - (ウ) 2 の(3)に該当する者  
検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
  - (エ) 2 の(4)に該当する者  
旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し
  - (オ) 2 の(5)に該当する者  
旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習別	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	2号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還されない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業務担当（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

**正 誤**

平成26年 7 月31日付け県公報（第2612号）目次中

ページ	段	行	誤	正
1	左	10	居宅介護事業所	居宅介護支援事業所

平成26年 7 月31日付け県公報（第2612号）中

ページ	段	行	誤	正
2	右	49	居宅介護事業所	居宅介護支援事業所

3	左	1	居宅介護事業者	居宅介護支援事業者
3	左	1	居宅介護事業所	居宅介護支援事業所
3	左	5	医療法人武雅会	医療法人武雄会

--	--